

酒 税 法

本試験問題

〔第一問〕

問1 酒税法第29条の輸出免税の規定が設けられている趣旨について述べるとともに、輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税について、制度が設けられた趣旨、制度の概要及び酒税の免除の対象となる酒類の要件について述べなさい。

〔第一問〕

問2 次の①、②については、それぞれ一定の要件を満たすことで、酒税法第43条第1項から第9項《みなし製造》の規定は適用されないこととされている。

この場合における、①と②の要件の相違点について述べなさい。

- ① 酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品を混和する場合
- ② 酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において酒類と他の物品を混和する場合

〔第二問〕商品A

米800kg、米こうじ210kg（こうじ米の重量200kg）、ぶどう糖340kg及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分14.0度、エキス分4.0度）に、清酒かす50kgを加えた酒類（アルコール分14.0度、エキス分5.0度）

〔第二問〕商品B

ぶどう300kg（含有する糖類の重量100kg）、麦芽糖49kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分14.0度、エキス分5.0度）に、オーク10kg（チップ状のもの）を浸してその成分を浸出させた酒類（アルコール分14.0度、エキス分5.0度）

〔第二問〕商品C

麦芽1,000kg、ホップ90kg、麦480kg、コリアンダー20kg及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有する酒類（アルコール分5.0度、エキス分4.0度）に、りんご30kg（含有する糖類の重量3kg）を加えて発酵させた酒類で発泡性を有する酒類（アルコール分6.0度、エキス分3.0度）

〔第二問〕商品D

米800kg、米こうじ310kg（こうじ米の重量280kg）、原料用アルコール380ℓ（アルコール分50.0度）、アミノ酸塩10kg及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分15.0度、エキス分60度）に、炭酸水と同時に水あめ150kgを加えた発泡性を有する酒類（アルコール分10.0度、エキス分7.0度）

〔第二問〕商品E

粉末酒30kgを水で溶解した酒類（アルコール分12.0度、エキス分2.0度）に、粉末酒30kgを水で溶解した酒類（アルコール分10.0度、エキス分1.0度）を加えた酒類（アルコール分11.0度、エキス分1.5度）

TAC予想問題

●直前予想答練 〔第一問〕問2

租税特別措置法第87条の6に規定する輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税について説明しなさい。

●実力完成答練 第4回〔第一問〕問1

問1 甲株式会社は、A製造場において、清酒の製造免許を受けている。

甲株式会社は、輸出のため、令和元年8月10日にA製造場から清酒1,000本を保稅地域へ移出した。

この1,000本のうち400本については、輸送途中で災害に遭い亡失したが、600本については、同日保稅地域に搬入し、翌日輸出した。

ついては、次の各問について答えなさい。

1. 酒税法第29条に規定する輸出免税規定の趣旨について、説明しなさい。

●全国公開模試〔第一問〕

酒税法第43条の規定においては、酒類に水以外の物品（当該酒類と同一の品目の酒類を除く。）を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなすこととされている（以下「みなし製造」という。）。

ついては、次の各問に答えなさい。

問1 みなし製造の規定の趣旨について説明しなさい。

問2 混和の意義について説明しなさい。

問3 みなし製造の規定が適用されない場合（同法第43条第1項ただし書の規定により酒類を製造したとみなされない場合及び同法施行規則第13条第8項の規定による酒類の保存のための混和で酒類を製造したとみなされない場合を除く。）について説明しなさい。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕

F 米800kg、米こうじ500kg（こうじ米350kg）、原料用アルコール500ℓ（アルコール分95度）、ぶどう糖100kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分14度、エキス分5度）

●全国公開模試〔第二問〕

I 果実酒3,000ℓ（アルコール分14度）に、他の酒類製造者の製造場から未納税移入したブランデー1,000ℓ（アルコール分30度）、ぶどう糖120kg、果汁（香味料）及び水を加えた酒類3,600ℓ（アルコール分12.5度、エキス分7度、重両3,600kg）とし、更に小片状のオークを没してその成分を浸出させた酒類3,600ℓ（アルコール分12.5度、エキス分7.1度）

●全国公開模試〔第二問〕

E 発芽させた大麦730kg、ホップ50kg、小麦500kg、ぶどう糖200kg、蜂蜜20kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類（アルコール分6度、エキス分3度）に、コリアンダーの種15kgを加えて発酵させた発泡性を有する酒類（アルコール分7度、エキス分4度）

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

1. 米500kg、米こうじ200kg（こうじ米160kg）及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分14度、エキス分6度）に、くえん酸50kg及び炭酸水を同時に加えた酒類（アルコール分10度、エキス分6度、発泡性あり）

●直前対策補助問題 第1回

I 粉末酒50kgを水で溶解した酒類（アルコール分5度、エキス分18度）

ズバンの中!

〔第二問〕商品F 発芽させた大麦700kg、米150kg、ばれいしょ100kg、米こうじ50kg（こうじ米の重量45kg）、ホップ60kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類（アルコール分6.0度、エキス分5.0度）に、酒類保存のため、ゼラチン10kgを混和した発泡性を有する酒類（アルコール分6.0度、エキス分5.0度） 商品G 発芽させた大麦500kg、大麦こうじ50kg、とうもろこし60kg、こうりゃん70kg、ホップ20kg、カラメル10kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類（アルコール分5.0度、エキス分3.0度）に、小麦、麦こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分45.0度）した酒類（アルコール分45.0度、エキス分0.0度）を加えた発泡性を有する酒類（アルコール分5.5度、エキス分2.0度）	●直前予想答練〔第二問〕G G 発芽小麦1,000kg、大麦600kg、米こうじ360kg、かぼちゃ20kg、オレンジピール12kg、かき（牡蠣）8kg、フムロン5kg及び水を原料として発酵させた酒類5,700ℓ（アルコール分4度、エキス分3度、発泡性あり）に、大麦及び大麦こうじを原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分90度）して水を加えた酒類300ℓ（アルコール分30度、エキス分0.1度）を加えた酒類6,000ℓ（アルコール分5.3度、エキス分2.8度、発泡性あり）
〔第二問〕商品H 小麦300kg、米こうじ260kg（こうじ米の重量250kg）、梅の種750kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分45.0度）した酒類（アルコール分45.0度、エキス分0.0度）に、くえん酸2kg（当該くえん酸を加えることにより着色又は着香はない）及び水を加えた酒類（アルコール分30.0度、エキス分0.0度）	●実力完成答練 第3回〔第二問〕 2. 麦、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分60度）したものを、かし樽に10か月間貯蔵後、分蜜をした砂糖及び水を加えた酒類（アルコール分25度、エキス分1.2度、着色又は着香なし。）
〔第二問〕特記事項 8. 商品Cについては、平成29年4月1日に課税移出した100本（容器的容量350ml）を自社の丙蔵置所で保管していたが、古くなったため、当該課税移出した100本を令和元年8月8日に製造場に戻し入れ、そのうち50本について、同日、製造場内で廃棄した。	●実力完成答練 第3回〔第三問〕 (2) 商品Bについては、平成30年5月中に大阪製造場から租税特別措置法第87条の4（ビールに係る酒税の税率の特例）の適用を受けて移出された40ケース（容器的容量500ml、1ケース20本入り）が酒類販売業者から返品され、平成31年8月中に東京製造場に持ち込まれ、同日、製造場内で直ちに廃棄処分している。
〔第二問〕 9. 商品Dについては、令和元年8月2日に外国で行われた私的機関が主催する品評会に出品するため、令和元年8月17日に10本（容器的容量720ml）を製造場から外国へ輸出した。	●全国公開模試〔第二問〕7 7. 商品Bについては、5の表の令和元年8月中の移出の内訳に、令和元年8月13日に輸出の目的で酒税法第29条（輸出免税）の規定により移出した3,000本（容器的容積720ml）及び令和元年8月20日に輸出酒類販売場において、外国人旅行者に対して、消費税及び酒税を免除して販売した酒類100本（容器的容積720ml）が含まれている。
〔第二問〕 10. 他の酒類製造者から令和元年8月2日に未納税移入した原料用アルコール100ℓ（アルコール分60.0度、エキス分0.1度）と商品Eを混和した酒類（アルコール分35.0度、エキス分0.8度）を令和元年8月4日に製造し、当該酒類200ℓを商品Zとして令和元年8月5日に自社の丙蔵置所へ移出した。 なお、当該混和は酒類の保存のための混和ではない。	●直前予想答練〔第二問〕8 7. 商品Cについては、4の表のほか、令和元年8月10日に甲株式会社所有する倉庫（酒税法第47条第4項及び同法施行令第54条の2第一号の規定に基づき、所轄税務署長に設置の報告をしている。）に50ケース（容器的容量750ml、1ケース10本入り）を移出した。

ズバリ的中!